

[事案 27-211] 災害入院給付金支払請求

・平成 28 年 5 月 25 日 裁定終了

<事案の概要>

約款に定める入院に該当しないとして支払いを拒否されたことを理由に、災害入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 26 年 4 月に契約した災害保障保険について、同年 4 月 30 日に転倒し、左腓骨骨頭亀裂骨折、左膝内外側側副靭帯損傷、左膝前十字靭帯損傷により、同年 5 月から 10 月にかけて複数回にわたり入院したので給付金を請求したところ、一部入院に関する給付金が支払われなかったため、全ての入院について災害入院給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

再入院時の申立人の症状は入院を要する重篤なものではないこと、入院期間中に行われた治療は特に入院を要するものではないこと、入院期間中に多数回の外出・外泊が認められること、希望入院であることから、約款に定める「入院」には該当しないので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

- (1) 裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、保険会社に対し、保有する医療記録の提出を求め、審理の資料とした。
- (2) 医学的判断の参考とするため、独自に第三者の医師の意見書を求めた。
- (3) 申立人の意向も踏まえ、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が給付金を請求する入院が約款に定める支払事由に該当するとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。